

組合活動への不当な介入に申入れ！

新幹線地本は2月12日、組合掲示に対する東京第一運輸所運転科長による不当な介入に対して申16号を新幹線鉄事に申し入れた(別紙掲示参照)
まずは一連の流れを見てみよう。

- 1月27日 組合員が退出点呼で「運転科長用件」を通告され、組合掲示内容のことで暴言を受ける。
- 1月29日 組合員は運転科長の謝罪を求め苦情申告書を提出
- 1月30日 分会長は組合への不当介入であり、運転科長の謝罪を求め苦情申告書を提出
- 2月9日 幹鉄事は掲示に対して組合活動に介入した認識はないと回答し苦情処理会議開催を拒否(窓口にて)
- 2月12日 地本は申16号提出

会社は組合活動への介入はなかったかのように言うが、1月27日当日は運転科管理者や所員、年休順位抽選のため他労組の組合員もいる中で行われたのである。それを見聞きしている所員も啞然としていた。まさかあの状況と暴言を運転科長は「知らない。掲示に対して介入した事実などない」と言い逃れすることはできないでしょう。今さら違う用件で呼び出しましたと言える？

「よく書いてくれましたねえ～いいんですか？出勤遅延防止のビデオ流して～え～っ！」「出勤遅延防止ビデオ流して、要求実現ってまた騒ぐ気？」こんな暴言を吐いても組合活動に介入した事実はないと普通言えないでしょ？！